

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

令和5年9月8日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

申請者（1に記載）      代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請      共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：〒049-1103 北海道上磯郡知内町字重内66-102

（ホッカイドウカミイソグンシリウチチョウアザオモナイ66-102）

名称（フリガナ）：知内町ニラ生産組合

（シリウチチョウニラセイサンクミアイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：組合長 北島 道男

（令和7年1月23日付け役員改選で、組合長 玉森 聡に変更）

ウェブサイトのアドレス：

（3）申請者の法形式：法人でない団体

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：しりうちら北の華（シリウチニラキタノハナ）、

Shiriuchi Nira Kitanohana

#### 4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：北海道上磯郡知内町及び木古内町

#### 5 農林水産物等の特性

「しりうちにら北の華」は、葉色が濃く葉幅が広く肉厚で柔らかいにらで、実需者からは、シャキシャキとした食感や調理しても香りや風味がしっかり残り、甘みが感じられると高く評価されている。

棚持ちが良いにらがほぼ周年で出荷されており、市場関係者からの引き合いも強く、東京中央卸売市場で取り扱われるにらの平均単価より高値で取引され、出荷量も年々増加している。

#### 6 農林水産物等の生産の方法

##### (1) 品種

知内町ニラ生産組合が指定した、生産地の気候に適した葉色が濃く葉肉が厚い品種を用いる。

##### (2) 栽培方法

知内町ニラ生産組合栽培マニュアルの生産手順に準拠し、高品質のにらを収穫するため、肥培管理等による株の養成や出荷時期に応じたハウス掛けを行う。

##### (3) 出荷基準

知内町ニラ生産組合出荷基準で、鮮度や葉色などを2区分で定めた「等級」と、葉幅、長さを3区分で定めた「階級」のほか、加工用の出荷規格を定めており、それに準拠して出荷する。

#### 7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

重内（おもない）地区は、元来町の中央を東西に貫く知内川などの河川がもたらす肥沃な土地ではあったが、泥炭地が多く排水不良等の悪条件を抱えていた。暗渠等の排水対策や有機物・土壌改良資材等の施用では効果が限定的だったため、昭和30年代から抜本的な対策として道営軌道の線路が敷かれ、山を掘削して得た土をトラックや馬車で運び客土により作土層をかさ上げするなどして土壌改良し、にら栽培に重要な株の養成に適した通気性や排水性が良い土壌と、深耕により根圏が拡大できる農地が造成された。

生産地は、6～7月を中心にヤマセが低温・日照不足を招く地帯として知られており、夏は冷涼で、冬は北海道内でも比較的温暖な地帯であることに加え、知内は松前と函館の中間にありながら両地区より雪が多く、冬期間土壌が露出しないため土壌凍結のリスクがほぼなく、発芽温度が最高25℃、最低10℃で、最適は20℃前後と言われ、多年生作物であるにらの越冬性を高める点で適していた。

昭和46年、生産の中心である知内町重内地区の農業者は稲作を主体に一部酪農を加えた経営を行っていたが、乳価の低迷や粗飼料確保の困難、米の生産調整など厳しい状況に置かれていたため、青年農業者が中心となり、生産地の気象条件等に合う作

物の導入を検討した結果、8戸の農業者が普及所や農協の助言指導を受け、「重内ニラ栽培研究会」を発足し、当時北海道内でほとんど生産されていなかった、にらの栽培を開始した。

昭和50年に、「重内ニラ栽培研究会」は団体名を「知内町ニラ生産組合」（以下「組合」という。）と改称し、生産者・農協・農業改良普及所が一体となって、栽培試験を踏まえた生産地の気象条件により適合する品種の選定を行い、株の養成に係る肥培など適切なほ場管理を徹底し、栽培技術講習や研修を重ねながら約10年かけて高品質なにらの栽培方法を確立した。

また、1月から3月の収穫最盛期に道内外の市場への出荷量を確保するため、11月から12月に共同でハウス掛けを行い温度管理することで、生産者の出荷時期を調整するとともに、労働力の不足している高齢農家等の作業軽減を図り、安定的なにらの出荷を実現している。

平成16年以降、当時としては先進的な、結束テープに生産者番号と包装日を追跡できる識別番号を印字しいつ誰がどのほ場で生産したのか確認できるようなトレーサビリティ確保の取組を行い、平成19年からは包装フィルムにQRコードを表示し、顔が見える野菜として、生産者の情報を提供しており、令和6年からは、包装フィルムを30%減プラスチック素材に変更し、環境にも配慮している。

## 8 農林水産物等がその生産地において特性が確立したものであること

昭和46年減反政策を機に、にら栽培に取り組み産地形成を図ったことや、昭和61年に販売額が1億円を突破したことなどが評価され、昭和63年に日本農業賞（銀賞）を受賞した。また、平成6年には複合経営の確立が評価され、北海道朝日農業賞を受賞している。

「しりうちにら北の華」の呼称は、8月頃に咲く、白い星のようなにらの花をイメージし、平成8年に組合が行った知内町内の公募を経て名付けられ、同年、知内町ニラ生産組合が所属している新函館農業協同組合（以下「JA新はこだて」という。）が商標登録している。

平成9年に「しりうちにら北の華」をモチーフとした組合公認のキャラクターの「ニラちゃん」が誕生し、広告やイベントで活躍しており、「しりうちにら北の華」の知名度にも貢献している。

平成11年から組合が知内町や商工会、漁協などとも連携して開催している、知内町特産のカキとにらを提供する「しりうち味な合戦冬の陣カキVSニラまつり」は、毎年多くの来場者が訪れている。

平成29年にJA新はこだての「ニラ共同調整包装施設」が稼働し、計量・結束・包装・梱包が機械化されたことにより、生産者の負担が軽減されたことを背景に、生産規模の拡大が図られており、令和6年には、生産戸数68戸、作付面積33ha、出荷量1,997t、販売金額は17億円と北海道内の出荷量の約7割のシェアを獲得しており、生産地の基幹作物となっている。

特に、その年の最初に収穫される一番にらは、冬期の寒さに耐えながらゆっくり葉を

伸ばすため甘みが増して美味しいと人気があり、北海道内のみならず関東や関西など日本国内各地にも出荷されている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：新函館農業協同組合

登録商標：しりうちにら／北の華

指定商品又は指定役務：にら（野菜）

商標登録の登録番号：第4236088号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

商標権の設定の登録の年月日：平成11年2月5日

商標権の存続期間の更新登録の年月日：平成30年10月2日

商標権の存続期間の満了の年月日：令和11年2月5日

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

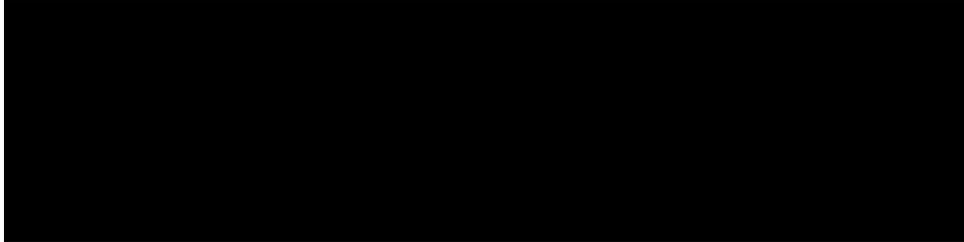
商標権者の承諾の年月日：令和5年9月8日

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

- 専用使用権者の氏名又は名称：  
専用使用権者の承諾の年月日：  
 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）



[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程
- 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
  - (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
  - (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
  - (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- 5 外国の団体の場合は、誓約書
- 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類  
書類名：令和4年度知内町ニラ生産組合収支決算書
- 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類  
書類名：知内町ニラ生産組合組織図
- 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等  
書類名：
  - 資料1 品種特性
  - 資料2 社会的評価
  - 資料3 生産量及び販売単価
  - 資料4 知内町町勢要覧
  - 資料5 新・知内町史
  - 資料6 農業技術大系
  - 資料7 北海道土壌区一覧
  - 資料8 気象グラフ
  - 資料9 特性と生産地のつながり

- 資料10 知内町ニラ生産組合創立50周年記念誌
- 資料11 知内町の農業
- 資料12 おいしい函館
- 資料13 札幌市学校給食だより
- 資料14 知内町ニラ生産組合受賞歴
- 資料15 知内町ニラ生産組合栽培マニュアル
- 資料16 知内町ニラ生産組合出荷基準

- 10 申請農林水産物等の写真
- 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- 12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文